

令和5年度 自家配合飼料製造支援事業補助金 申請要領

1 事業の目的

本補助金は、飼料用とうもろこし価格高騰の影響を受ける県内の自家配合飼料製造農家等に対し、自家配合飼料用原料とうもろこし購入価格増加分の一部を支援し、畜産農家の負担軽減による経営の安定化を図ることを目的としています。

(1) 補助対象となる自家配合飼料

自家配用とうもろこしを調達するとともに、当該とうもろこしを用いて畜産農家等又は畜産農家が委託する者の自家配合飼料製造設備により製造する配合飼料を指します。

なお、配合飼料価格安定制度の補てんの対象となっている配合飼料は、補助対象外です。

(2) 自家配合飼料用原料とうもろこし（以下、「自家配用とうもろこし」という。）は、以下のいずれかに該当するものをいいます。

① 丸粒とうもろこし（丸粒）

関税割当制度により輸入されるととうもろこしで、丸粒（粒のままの形態）で畜産農家に供給されるとうもろこし

② 単体飼料とうもろこし（単味）

加熱圧ぺん、加圧加熱等により、飼料用以外に使用できなくなる加工を施したとうもろこし（関税定率法施行令第6条に規定する単体飼料のうちとうもろこし）

③ 魚粉等2種混合とうもろこし

とうもろこしと副原料（1種類）を混合した混合飼料のうち、とうもろこしの割合が概ね95%以上のもの（関税定率法施行規則別表の4の中段に規定する規格を満たす配合飼料）。副原料には、魚粉以外にも、大豆油かす等の植物性油かす、アルファルファミール等があります。

2 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 令和4年度及び令和5年度に自家配用とうもろこしを調達し、自家配用とうもろこしを用いて自家配合飼料を製造・利用していること
- (2) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 県内在住者及び法人で、県内に農場を有し、主に畜産業を営む者
 - イ 配合飼料を製造する法人等で、アに掲げる者が議決権の過半数を有するとともに、製造した配合飼料をアに供給する者
 - ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、事業の趣旨を達成するために知事が特に適当と認めた者
- (3) 自家配合飼料製造設備を有すること、若しくは自家配合飼料製造を行う者と製造を委託する契約を締結していること。
- (4) 県税の滞納がない者
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 補助対象経費

補助対象経費は、令和4年度に調達した自家配用とうもろこしの購入経費で、交付対象数量に応じた支援金を交付します。

(1) 補助対象数量

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに調達した自家配用とうもろこしの数量

※1 ただし、次に掲げる数量を除きます。

- ① 魚粉等2種混合とうもろこしにあっては、とうもろこし以外の原材料の含有量
- ② 配合飼料を製造する法人にあっては、県外畜産農家に供給している数量分

※2 補助対象数量の合計に1トン未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

(2) 支援金単価 1トンあたり13,200円以内

4 補助金額

補助金額は、補助対象数量に支援金単価を乗じて得た額とします。

$$\text{補助金額 (円)} = \text{補助対象数量 (トン)} \times \text{支援金単価 (13,200 円/トン)}$$

5 申請・報告等の手続

本補助金に関する申請等の手続は、以下のとおりです。

自家配合飼料製造支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）等を確認の上、必要な書類を期間内に提出してください。

(1) 申請書類等の受付

ア 配布方法

下記「ウ 配布場所及び提出先」で配布するほか、長野県公式ホームページからダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/sangyo/nogyo/chikusan/shiryou/jikahaigou.html>

イ 提出方法

持参又は郵送で行ってください。提出の際は紙媒体で1部提出してください。

※ 紛失等を防ぐため、封筒には「自家配合飼料製造支援事業補助金申請書類 在中」と記入してください。

ウ 配布場所及び提出先（下記7に連絡先を掲載しています。）

県内の主な事業所の所在地を所轄する地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に提出してください。

エ 費用の負担

申請等に要する経費は、全て申請者の負担とします。

手続の種類・提出期限	提出書類	備考
①交付申請兼実績報告兼交付請求		
<p>令和5年10月23日 (一次募集)</p> <p>※以後の募集については、予算の執行状況により決定</p>	<p><u>交付申請書兼実績報告書兼請求書</u> (様式第1号)</p> <p>【添付書類】</p> <p>(1) 自家配合飼料製造設備を有していること証する書面</p> <p>ア 償却資産課税台帳の写し又は減価償却資産台帳の写し等</p> <p>イ 自家配合飼料製造設備の写真</p> <p>ウ 製造を委託している場合は、自家配合飼料製造の委託契約書の写し</p> <p>(2) 令和4年度に自家配用とうもろこしを調達したことが確認できる納品書等</p> <p>(3) 自家配用とうもろこし調達状況の一覧(調達した種類、年月日、数量、購入先の一覧)</p> <p>(4) 次に該当するもの</p> <p>ア 自家配合飼料を製造する法人で、県内畜産業者へ自家配合飼料を供給する場合 → 県内畜産業者が議決権の過半数を有することが確認できる書類</p> <p>イ 補助対象数量に魚粉等2種混合とうもろこしが含まれる場合 → 製造業者が発行するとうもろこしの配合割合が記載された品質表示の写し</p> <p>(5) その他知事が必要と認める書類</p>	<p>【添付書類(2)関係】 調達者の氏名、調達年月日、自家配用とうもろこしであることが確認できる品名、数量の記載があること</p> <p>【留意事項】 事業を中止、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに地域振興局農業農村支援センターへ相談してください。</p>
②取組実施状況報告		
<p>令和6年5月31日</p>	<p><u>実施状況報告書(様式第2号)</u></p> <p>【添付書類】 その他知事が必要と認める書類</p>	

6 留意事項

- (1) 提出された書類は返却しませんので、コピーを取るなど、控えを1部保管してください。
なお、申請書類は本件に係る交付決定等補助金に係る事務のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (2) 必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- (3) 申請等に当たっては、この要領のほか、交付要綱、Q & Aを十分に確認してください。

7 事業に関するお問合せ窓口

※補助金の申請窓口は3ページをご覧ください。

(1) 申請書類等の提出先及び相談窓口（地域振興局農業農村支援センター）

事業所の所在する地域	地域振興局・課	住所	問い合わせ先
小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	佐久地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1	0267(63)3145
上田市、東御市、 小県郡	上田地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268(25)7125
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	諏訪地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10	0266(57)2912
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	上伊那地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265(76)6812
飯田市、下伊那郡	南信州地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒395-0034 飯田市追手町 2-678	0265(53)0413
木曾郡	木曾地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	0264(25)2220
松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	松本地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263(40)1915
大町市、北安曇郡	北アルプス地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒398-8602 大町市大字大町 1058-2	0261(23)6510
長野市、須坂市、 千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	長野地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026(234)9512
中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	北信地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269(23)0210

(2) 事業の一般的なことに関する問合せ窓口

事業一般に関すること	県庁農政部園芸畜産課	〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2	026(235)7233
------------	------------	-----------------------------	--------------